

議員発案第 6 号

加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4年 9月 27日

提出者 加茂市議会議員 大 橋 一 久

賛成者 同 森 友 和

同 同 橋 本 昌 美

令和 4年 9月 27日

加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋

否 決

加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

加茂市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、加茂市議会の議員の定数は、 <u>14人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、加茂市議会の議員の定数は、 <u>18人</u> とする。

附 則

この条例は、令和5年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。